

事業連携及び連携協定（個別・包括）に係る白井市の官民連携に関する基本方針

令和4年9月27日 策定

第1 基本方針策定の目的

官民連携を最大限に活用し、将来にわたって、持続可能な行財政運営や市民サービスの維持・向上を図るため、官民連携に関する本市の考え方や目的、姿勢を庁内外で共有し、更なる官民連携の推進を図ることを目的として、本方針を策定します。

第2 官民連携とは

官民連携（PPP(Public Private Partnership:パブリック プライベート パートナーシップ)）とは、これまで行政主体で行ってきた公共サービスについて、どうすれば最も効率的で有効なサービスを提供できるかという観点から事業の実施手法を検討し、行政と多様な事業主体との連携により実施していく仕組みのことです。

第3 官民連携の社会的背景

昨今の人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化により税収の減少や地域における担い手の減少など、これまでの行政の手法では、現在のサービス水準を維持・向上していくことが難しくなっています。

また、一方で、SDGs^{※1}やESG経営^{※2}という言葉に代表されるように、民間事業者も持続可能な社会の構築のため、環境への配慮や社会・地域貢献などの公益性を意識した経営が求められるなど、企業の経営環境や意識・行動にも変化が起きている。

こうした背景を踏まえ、行政の限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的・有効的に活用するため、民間のノウハウを生かした行政運営の必要性が高まっています。

しかしながら、社会変容の過渡期にある現在、民間企業との連携・協働については、「行政と民間企業や団体等との連携を推進し、効果的・効率的な行政サービスを提供すべき」との考え方と、一方では従来の「行政と民間企業や団体等との連携は利益誘導である」との考え方が、行政、市民、民間等それぞれに混在している状況であり、そのような状況下でも市民サービスの維持・向上に向け、スピード感をもって官民連携を推進していくためには、官民連携が利益誘導と捉えられないような配慮が必要になります。

国においては、官民連携の一部であるPFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の促進を目的とした「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定されたことを皮切りに活用を進め、本年度もPPP/PFI推進アクションプランの改訂を行うなど、官民連携の推進を図っています。

また、本市においても、白井市第5次総合計画ではまちづくりの進め方として、「情報共有」、「持続可能な行財政運営」、「参加・協働」の3つを挙げており、限りある資源を有効活

用した持続可能な行財政運営を担保したうえで、行政、市民、市民団体、事業者など様々な主体が互いの情報を共有し、また、参加・協働によるまちづくりを進めていくことが位置付けられています。

※1 SDGs : SDGs (持続可能な開発目標) は 2015 年の国連総会で採択され、持続可能な世界を実現するために、共通の目標やターゲットを定めた 2030 年までの国際目標。

※2 ESG 経営 : ESG 経営とは、気候変動問題や労働問題など世界的な社会課題が顕在化している中、企業が長期的な成長をしていくために「Environment (環境)」「Social (社会)」「Governance (企業統治)」の要素を考慮した経営のこと。

第4 官民連携により期待できる効果

1 市民サービスの維持・向上

民間事業者の持つノウハウを活用することで、行政だけでは実現できない様々なサービスの提供を行い、人口減少社会においても、市民サービスの維持・向上を図ります。

2 行政資源の有効活用と効果的・効率的な事業の実施

官民連携の推進により、行政の限られた資源をより効果的・効率的に活用して、歳出抑制や歳入の確保、職員の労働環境改善などを図るとともに、それにより生み出された行政資源を活用し、更なる市民サービスの維持・向上を図ります。

3 地域の活性化

市と民間事業者双方が互いの資源を生かした事業に協働して取り組むことにより、地域への投資や企業間交流、交流人口の増加などにより、地域の活性化を図ります。

第5 効果的な官民連携推進の進め方

1 対話と構築

市や地域の課題を解決し、持続可能でより良い市民サービスの維持を目的とした民間事業者の提案について広く聞き、市と民間事業者が双方の立場の違いを認めながら、真摯に対話を重ねることで、対等なパートナーとしての信頼関係を構築します。

2 互惠関係 (WIN-WIN) の構築

市、市民、民間事業者それぞれがメリットを享受できる関係を構築します。

3 役割分担と責任の所在の明確化

民間事業者と市が、互いの持てる資源を効率的・効果的に投入できるよう役割分担を明確にするとともに、様々なリスクを想定し、責任の所在を明確化します。

4 透明性の確保とアイデアの保護

官民連携で実施する事業については、原則公開としますが、民間事業者の持つ知的財産やノウハウ、アイデアの保護について留意し、保護すべき情報は保護します。

第6 事業連携や連携協定（個別・包括）の積極的推進・活用

社会・地域貢献などの公益性を意識した取組を推進したいという民間事業者と積極的に対話し、本市の行政課題や市民ニーズ等に資する取組については、積極的に事業連携や連携協定（個別・包括）を推進し、活用します。

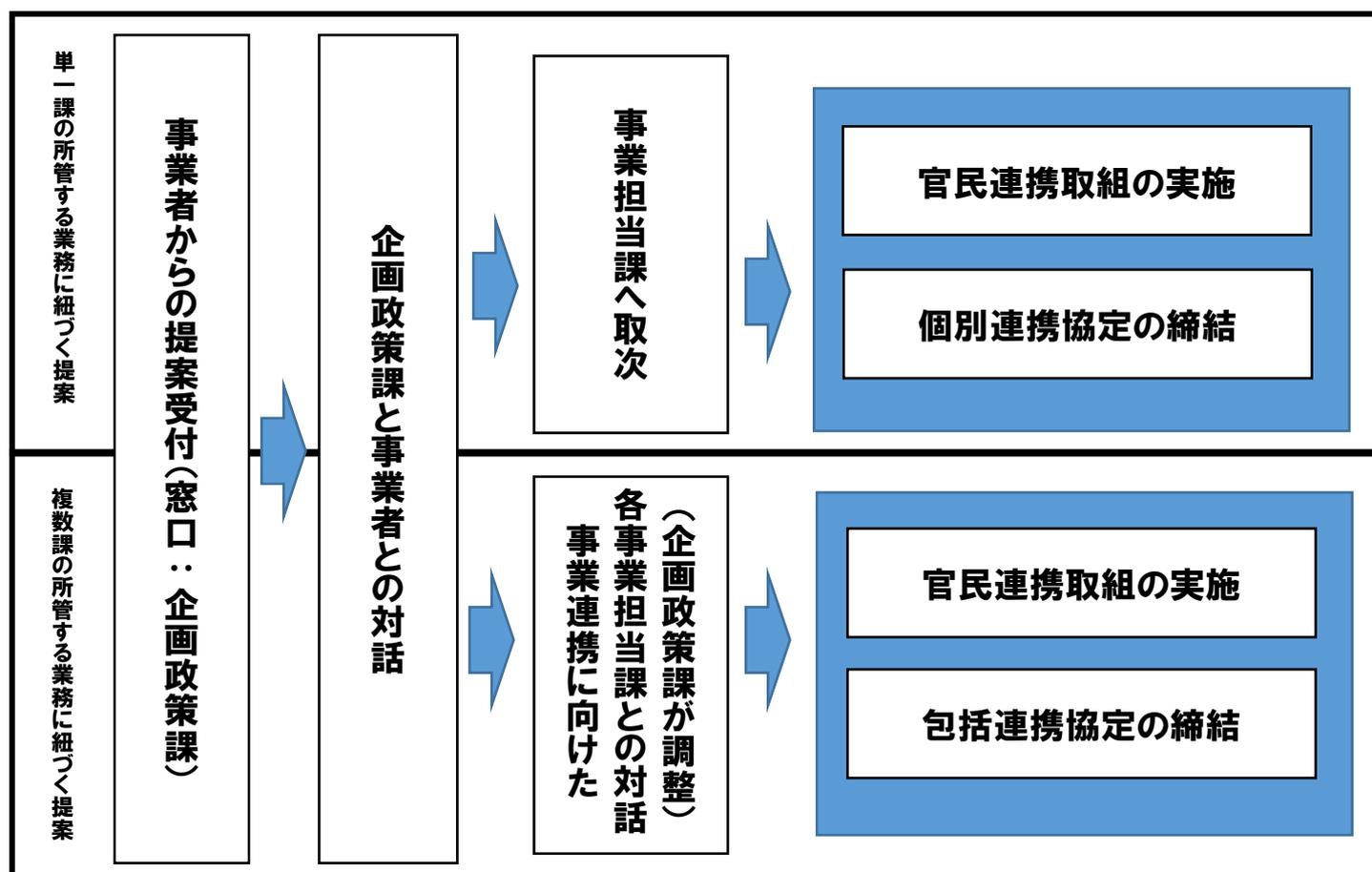
第7 官民連携に係る窓口およびプロセスについて

原則として、官民連携に関する窓口は企画財政部企画政策課とします。

事業者の提案する取組が単一課の所管する業務に係る場合は、企画政策課が事業担当課への取次ぎを実施し、複数課の所管する業務（包括連携）に係る場合には、企画政策課が民間事業者と各事業担当課との調整を図ります。

ただし、単一課が所管する業務で、当初から事業者が事業担当課と対話することが効率的である場合に、それを妨げるものではありません。

図1 官民連携に係るフローチャート



の箇所は対話後、必要に応じて実施する。